大津市認知症カフェ事業実施業務仕様書

本仕様書は、大津市（以下「委託者」という）が認知症カフェ事業の実施業務を委託することについて、本業務の受託者（以下「受託者」という。）が当該業務を実施するに当たり、必要な事項を次のとおり定める。

１　目的

本事業は、認知症の人が、その人らしい個性を発揮できる場を提供し、介護を担う家族同士がお互いの介護に関する体験談や情報交換を行える場を創出することで、認知症の人や介護者の孤独感の軽減や社会的居場所の確保を行う。また、認知症の人が自身の経験を発信したり意見を述べることができる場を設け、認知症の人が活躍できる機会を提供する。さらに、地域住民や専門職等誰もが気軽に集える場を設け、認知症になっても、認知症の人や家族が安心して慣れ親しんだ地域で生活することができるよう、人や地域のつながりを深めるきっかけづくりを行うとともに、認知症の人並びに家族、地域住民などからの相談を受け、適切な窓口やサービスに繋げる場とする。加えて、今後策定を予定している認知症施策推進計画において、認知症の人の声を聴き、地域の実態や課題を反映させる場としての役割を担う。

２　概要

⑴　対象者

大津市内に居住する認知症の人、その家族、地域住民、専門職員等（１回の開催で１０名以上の参加者となるようカフェの周知と参加者の定着に努めること。なお、若年性認知症カフェについてはこの限りではない。）

⑵　業務期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

⑶　事業の実施回数

年間上限を１２回とする。月１回の定期開催が望ましい。

準備の都合、天災等により延期となった場合に、月に複数回行うことは妨げない。

また、気象状況等を鑑みて、予めその時期の開催を中止し、当該予定時期前後の月に複数回行うことも可能とする。

⑷　実施場所

大津市内にある、受託者が設置又は管理している施設内、又は地域と交流できるスペース等を利用し、委託業務が安全かつ適切に実施でき、１０名以上が参加できる広さを有する場所であること。

また、地域に合わせてカフェが開催できるよう、保健福祉ブロック毎の日常生活圏域数と若年性認知症カフェ、合計１６か所委託する。

⑸　開催時間　　１回につき２～３時間程度

⑹　人員

運営スタッフとして、毎回３人以上を配置すること（ただし、そのうち１名は、次に掲げるア又はイに当てはまる者を配置すること。）。なお、ボランティアとして参加する認知症サポーターの参加を推奨する。

ア　認知症の相談に対応できる社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、介護福祉士、作業療法士、介護支援専門員等の専門職

イ　認知症キャラバンメイト養成研修を受講している者

⑺　留意事項

実施に当たっては、介護保険法をはじめとする関係法令を遵守して実施すること。

３　委託料

委託料は、１開催当たり２０，０００円とし、車両による送迎を行った場合は、その実績に応じて１開催当たり３，０００円を加算する。また、カフェ内で認知症の人が活躍できる取組を行った場合は、審査を経て選考された事業者（上限５カ所）のみに限り、実績に応じて１開催当たり５，０００円を加算する。なお、認知症の人の活躍に向けた取組に係る委託料は、認知症の人が参加した場合のみ支払うものとする。

一カ所当たり　最大３３６，０００円

（送迎及び認知症の人の活躍に向けた取組を希望された場合）

【内訳】

・カフェ運営に係る委託料

１カ所につき月１回開催／２０，０００円

（上限：２４０，０００円　消費税額及び地方消費税額を含む）

・送迎に係る委託料

１カ所につき月１回／３，０００円

（上限：３６，０００円　消費税額及び地方消費税額を含む）

・認知症の人の活躍に向けた取組に係る委託料

審査を経て委託者が指定した事業者（上限５カ所）に限り

１カ所につき月１回／５，０００円

（上限：６０，０００円　消費税額及び地方消費税額を含む）

なお、車両による送迎を行う場合は関係法令を遵守し、受託者の責任において、車両の任意保険に加入等し、万全の安全対策・事故保障対策を行うこと。

委託料には、人件費、報償費（研修講師謝礼、助言者謝礼等）、旅費、需用費（チラシ作成代、消耗品代、お茶・茶菓子、昼食代、材料代、車両燃料代、参考図書購入代等）、役務費（切手代、ボランティア保険料等）、使用料及び賃借料（会場使用料等）及び業務の運営・実施に係る費用を含む。

また、利用者負担金として、カフェ運営経費の実費相当額を徴収することは可能とするが、その金額は社会通念上相当とされる範囲内とする。

4　活動内容・取組

⑴　基本内容

認知症の人、その家族、地域住民、専門職等の誰もが気軽に参加できる開かれた場として、以下に掲げる取組を行うこと。なお、受託者主催のイベント実施と重なるものは除く。

ア　認知症の人、その家族等が安心して集い、その人らしく交流できる場の提供と交流の促進

イ　認知症の人、その家族等からの相談に対し、適切な相談窓口やサービスに繋げられる助言の実施

ウ　認知症に関する知識、介護技術、介護に関する知識及び対応方法が学べる講習会等の実施

エ　介護者の精神的な負担軽減のための取組及び介護負担軽減のための情報提供

オ　認知症の人、その家族等が安心して地域で生活することができるように人や地域の繋がりを深められるような取組

カ　認知症の人の思いや希望を聞き、行政や関係者とも連携しながら、暮らしやすい地域のあり方の検討

キ　認知症の人が活躍できる場や機会の提供を通じ、地域での役割と共生を促進する取組

ク　若年性認知症カフェについては、若年性であるがゆえに抱える課題（就労、生計、住宅ローン、子育て等）に対し、適切な相談窓口やサービスに繋げられる助言の実施

ケ　認知症施策推進計画の策定にあたり、認知症の人の直接意見や提案を聞くための取組

⑵　連携

参加者の中で、あんしん長寿相談所や認知症初期集中支援チームが関わるケースがあった場合は、連携を行うこと。

⑶　留意事項（認知症の人の活躍に向けた取組を希望された事業者のみ）

認知症の人の活躍に向けた取組を実施する場合には、別途市が定める様式に従い、取組参加者が認知症であるかの確認も含め、可能な限り事前に本人の状況を聴取し、適切な配慮を行いながら実施すること。

5　事業実施業務報告書、委託料の請求及び実績報告書

受託者は、「認知症カフェ事業実施業務報告書（様式については受託者に配布）と請求書を３か月毎（７月、１０月、１月、４月）の７日までに提出することとし、最終支払い月においては、「認定症カフェ事業実績報告書」も提出すること。

また、委託料の支払いは３か月毎（支払い月：７月、１０月、１月、４月）とする。

感染症の拡大防止や不測の事態等により、委託者の指示で開催日を予定回数よりも減少させる場合がある。その場合においては、委託者と受託者が協議し、委託料を精算する。

6　個人情報の保護

個人情報の保護に関しては、委託者が提示する「個人情報取扱特記事項」を参照し、適切

な管理を行わなければならない。

7　賠償責任

受託者は、その責に帰すべき理由により委託者又は利用者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

8　宗教活動等の禁止

受託者は、本事業において宗教又は政治に関する活動、署名募集等を行ってはならない。

9　苦情処理体制

受託者は、参加者からの苦情等に対応する体制を整えなければならない。また、直ちに委託者にその旨を報告すること。

10　安全対策及び感染症対策

受託者は、参加者が怪我をしないよう、安全対策を行うこと。天候不良等により、開催が難しい場合は延期をするなど、安全の確保に努めること。

11　その他

受託者は、事業の実施に当たり、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

⑴　参加者の声を反映させ、事業の質の向上に努めること。

⑵　経費の領収書について、本市への提出は要しないが、本業務の関係書類を含め、受託者において５年間の保存を行うこと。

⑶　事業見学者に適宜対応すること。

⑷　委託者が本業務に係る写真の提供を求めた場合、これを提供すること。